

スパイ防止法の制定を求める意見書

国家の安全保障を脅かすスパイにはどの国も厳罰で臨んでいる。スパイとは外国のために、非公然または非合法に行われる各種の情報収集、工作活動を「スパイ活動」と称し、そうした活動に従事する者である。

自衛権は国際法（国連憲章第51条）で認められた独立国の固有の権利であり、国家機密や防衛機密を守り、他国の諜報活動を防ぐのは自衛権の行使として当然の行為である。よって世界各国ではスパイ行為を取り締まる法整備を行っている。

しかし、現状において日本国にスパイ罪はなく、スパイ行為そのもので逮捕をすることができない。そのため出入国管理及び難民認定法、外国為替及び外国貿易法、旅券法、外国人登録法違反、窃盗罪、建造物（住居）進入などの刑の軽い特別法や一般刑法で取り締ることしかできないことから、事実上スパイ行為が野放し状態であり、実際に日本の海上自衛隊三佐に対してスパイ活動を行った事件であるボガチョンコフ事件ではスパイを逮捕することができず、他の検挙された事例も上記の軽微な罪での逮捕であった。

過去、昭和60年にスパイ防止法案が国会に提出されたが「憲法が保障する表現の自由に抵触する」などの理由で、国会閉会に伴い廃案になった。しかし、アメリカやイギリスなどはいずれもスパイ防止法が制定されているが、同時に言論の自由も保証されている。こういったことは法律に表現の自由を保障することを明記することで対応できると考える。

憲法の保障する表現の自由を確保しつつ、他国による諜報活動を防ぐ法律を制定し、国家の安全保障体制を早急に確立する必要があると考える。

よって、町田市議会は、国に対し、重大犯罪であるスパイ活動に対しての法整備を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。